

# アメリカにおける裁判官弾劾制度と懲戒制度の展開と課題

——21世紀初頭の事例分析——<sup>(1)</sup>

土 屋 孝 次

## はじめに

2014年11月12日、連邦議会下院の Terri A. Sewell 議員は、下院司法委員会に対して書簡を送り、ホテル内での妻への暴力事件で逮捕され、有罪を自ら認める答弁の結果釈放されたアラバマ中地区連邦地方裁判所の Mark E. Fuller 裁判官に対して、弾劾手続を開始するよう求めた。Fuller 裁判官については、同地裁を管轄とする第11巡回区控訴裁判所の司法協議会が懲戒処分の調査対象としているものの、いまだ結論は出ていない。同じ時期、アメリカンフットボールリーグ（NFL）所属の Ray Rice 選手がホテル内でフィアンセに暴力を振るい逮捕された事件では、直ちにチームからの解雇が発表されるとともに、NFLによる試合出場停止処分が下されていた。逮捕後も職に留まる裁判官との対比が全米に報道されているところである。Sewell 議員は、事件発覚直後より Fuller 裁判官に対して辞職しなければ弾劾手続を求める旨警告し、司法部内の手続が進行していることを

---

(1) アメリカにおける裁判官弾劾及び懲戒を含む規律制度の展開については、拙著・土屋孝次『アメリカ連邦議会と裁判官規律制度の展開—司法権の独立とアカウンタビリティの均衡を目指して』有信堂（2007年）及び拙稿・土屋孝次「アメリカ議会と裁判官規律」アメリカ法〔2009-1〕79頁以下を参照していたければ幸いである。

承知しつつ、連邦議会は問題ある連邦裁判官を罷免する唯一の権限を合衆国国民のために行使すべきであると、声明していた<sup>(2)</sup>。

Sewell 議員が述べるようにアメリカ合衆国憲法上、問題行動を起こした裁判官を規律する制度は、連邦議会下院が訴追を行い上院が裁判を行う弾劾のみである。我が国憲法78条が予定する裁判官懲戒制度、あるいは心身故障に関する裁判の手続も、合衆国憲法にはない。しかしながら弾劾は、本来大統領の政治的罷免制度として設計されたものであり、憲法上同格の連邦議会全体が関わることを当然とし、また、その判決は罷免及び将来にわたる公職就任権の剥奪に限定されている。連邦裁判官は、最高裁判所判事のみならず下級審裁判所裁判官に至るまで終身任期を保障されているため、弾劾裁判の結果として有罪罷免判決を受けなければ、憲法上その職に留まることは可能である。歴史的に見れば、刑事訴追の前後に自ら職を辞する例があるものの、それはあくまでも裁判官個人の自主的な判断であり、法的な制度の一環ではなかった。問題行動を起こした裁判官に対して、公式には大掛かりな弾劾裁判の結果としての「弾劾罷免」と「何もしない」ことの二者択一となっていたのである<sup>(3)</sup>。

1980年、連邦議会は裁判規律制度における大きなギャップを埋めるための立法を行った。「司法協議会改革及び司法における行動と職務不能に関する法律」(Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act of 1980) (以下、1980年法とする)である。巡回区控訴裁判所の行政組織である司法協議会に、管轄内の裁判官の非行行為に対する非公式の注意から公式の事件配点停止にいたるまでの懲戒権限を賦与するとともに、

---

(2) [http://sewell.house.gov/uploads/Fuller Impeachment Letter to Judiciary.pdf](http://sewell.house.gov/uploads/Fuller%20Impeachment%20Letter%20to%20Judiciary.pdf) (last visited Dec.1,2014).

(3) Lara A. Bazelon, Putting the Mice in Charge of the Cheese: Why Federal Judges Cannot Always Be Trusted to Police Themselves and What Congress Can Do About It, 97 Ky. L.J. 439,445 (2008).

その上部機関である合衆国司法会議に下院に対する弾劾勧告を行う権限を授与したものである<sup>(4)</sup>。連邦議会が憲法上の弾劾権を根拠にしてすべての裁判官の行動を監視し、規律することは非現実的である。むしろ、司法権の独立の観点からは司法部に対して所属する裁判官の規律を行わせることが望ましく、また、連邦議会にとっても司法部に証拠資料を付して弾劾勧告を行わせることができれば、効率的な弾劾権の行使を予定できるのである。さらに国民にとっても、裁判官に対する苦情を申立て、処分、対応を求める公式の手續が開かれたことになり、その適切な運用が国民の裁判所への信頼を増進する契機になると期待されたのである。

しかしながら、以後30数年、1980年法手續に基づく年間1,200件以上(2013年度は1,219件、2012年度は1,368件、2011年度は1,409件)の苦情申立てのうち本格的な調査のための特別委員会が構成されるのはわずか数件であり、しかも、重大な問題行動を起こした裁判官の中には終身制を盾に現職のまま居座る事例すらみられるようになった。その結果、21世紀初頭に頻発した裁判官不祥事に対して、連邦議会は最終的な弾劾権を行使せざるを得なくなり、司法倫理の欠如に対する国民の批判が高まる事態となった。ここに、連邦裁判官に対する規律制度の再検討が求められるようになったのである。

本稿は、まず近年頻発した連邦裁判官の不祥事について各事件の展開とそこで示された結論を概観し、裁判官規律制度の現代的問題点を確認する。次に、21世紀最初の弾劾事件が提起した憲法的问题点を抽出し、連邦議会による弾劾権行使の適切性を問う。最後に1980年法の裁判官懲戒手續の現状を示し、議会及び司法部の問題解決への努力を吟味するとともに、制度改革の方向性を見極めることにする。本稿の課題は、アメリカにおける裁

---

(4) 1980年法について詳しくは、浅香吉幹『現代アメリカの司法』(1999年、東京大学出版会) 136頁以下を参照のこと。

判官規律制度の21世紀的展開を追い、司法権の独立に配慮しつつ国民に対するアカウントビリティの確保を可能とする制度の在り方を論じることにある。

## 第1章 事例

### 1. Real 裁判官事件（2003年苦情申立て、2010年懲戒処分確定）

カリフォルニア中地区連邦地方裁判所の Manuel Lawrence Real 裁判官は、現在90歳、在職48年にわたる連邦司法部の最年長裁判官である。Real 裁判官は弁護士、連邦検事等の経歴を経て1966年 Lyndon B. Jhonson 大統領によって任命された。1982年から1993年までは同裁判所所長を務めている。連邦裁判官は合衆国憲法によって終身任期が保障されているが、65歳以上で現職時の報酬を実質的な年金として受け取り引退することも可能である。このような中、90歳代で現職に留まるのは連邦司法部の歴史の中でも異例と言える。

Real 裁判官の行動のうち問題視されたのは、過去に担当した訴訟の当事者に有利な決定を行った件である。1999年4月、Real 裁判官は、ローン詐欺事件において被告人 Deborah M. Canter に執行猶予付き有罪判決を下し、猶予条件として4ヶ月ごとに面会するように求めた。Canter は当該判決前に離婚していたが、元夫家族が所有する住居に住み続けており、10月26日その明け渡しの訴訟を提起された。そこで Canter は、連邦破産法13章に基づく自己破産手続を開始するとともに、面識のある Real 裁判官に住居の明け渡しを防ぐためのアドバイスを求めた。2000年2月29日、Real 裁判官は法的に認められた管轄権に基づいて、連邦破産裁判所の判断を取り消し、Canter の希望通りに住居の明け渡し延期命令を再確認する決定を下した。しかしながら、2002年8月15日、第9巡回区連邦控訴裁判所は、

より情報に接する機会のあった破産裁判所の決定を地裁が「明確な理由なし」に覆した点につき、権限濫用があったとして Real 裁判官の決定を破棄したのである<sup>(5)</sup>。

2003年2月、カリフォルニア州の弁護士 Stephen Yagman は、Real 裁判官が旧知の「魅力的な女性」の利益となるよう破産事件に介入し、その結果として住居に関して正当な権利を有する者に35,000ドル以上の損害を与えたとして苦情を申立てた<sup>(6)</sup>。第9巡回区控訴裁の Mary M. Schroeder 長官は、当該破産事件に関わる Real 裁判官の失策は既に控訴裁の決定により是正されているとして、申立てを却下した<sup>(7)</sup>。Yagman 弁護士の不服申立てに対して第9巡回区司法協議会は、裁判官には以前にかかわった訴訟当事者の利益となるように別の訴訟に関与する権限がないとし、今回の Real 裁判官の行動が不適切であった可能性が認められるとして、Schroeder 長官に再審査を指示した。しかしながら、2004年11月4日、同長官は、苦情申立てを再度却下した。2005年10月、Yagman 弁護士による再度の不服申立てに対して、司法協議会は8対2の賛成多数で却下したが、同協議会の Alex Kozinski 裁判官はその反対意見において、控訴裁判所長官が二度にわたって特別委員会の構成を命じなかった点、及び司法協議会がそれを追認した事実を厳しく批判していた<sup>(8)</sup>。Yagman 弁護士の不服申立てを受

---

(5) *In re Canter*, 299 F.3d 1150 (9th Cir. 2002). Real 裁判官の懲戒手続が進行する中、Canter は相手方と和解し、住居から退去している。なお、1980年法手続に際しては Real 裁判官の氏名は匿名化されていたが、住居引き渡し訴訟において控訴裁判所が同裁判官の決定を名指して批判しているため、実質的には特定されていた。

(6) Yagman 弁護士は本件破産事件とは関わりがなかったが、Real 裁判官の証言によれば、同裁判官とは過去20年間敵対関係にあるとされる。

(7) *In re Charge of Judicial Misconduct*, No.03-89037 (9th.Cir.Jud.Council July 14, 2003) (Schroeder C. J.).

(8) *See In re Complaint of Judicial Misconduct*, 425 F.3d 1179, 1190 (Kozinski, J., dissenting) (9th.Cir.Jud.Council 2005).

けた連邦最高裁判所内の合衆国司法会議特別委員会は、2006年4月28日、3対2の多数において、Real 裁判官に対する司法協議会の対応が不適切であった点を認めつつ、1980年法上司法会議に懲戒処分を行う権限が存在せず、問題の介入には新たな立法を待つしかないとして、不服申立てを第9巡回区司法協議会に差し戻した<sup>(9)</sup>。以上のように Real 裁判官に関する問題は、苦情申立て後数年を経ても審査の入り口に留まっており、その間に、新たに同裁判官の別の訴訟指揮に関する問題についての苦情申立てがなされるといった状況に陥った<sup>(10)</sup>。

2006年7月19日、連邦議会下院司法委員会の James Sensenbrenner 委員長は、下院自らが Real 裁判官に関わる問題を調査すべきとの決議916 (H.R. Res. 916, 109th Cong. (2006)) を提出、承認を得た。同年9月21日、下院小委員会は Real 裁判官を喚問した<sup>(11)</sup>。下院が弾劾調査決議を行わずに、一般的な調査権限に基づいて裁判官を喚問するのは近年例のないことであった<sup>(12)</sup>。

手続非公開、氏名非開示が原則の1980年法手続とは異なり、下院小委員会の証人喚問は連邦ビルディングにおいて公開で実施され、その映像は C-Span により生中継されていた<sup>(13)</sup>。Real 裁判官は、自身に対する疑惑、特

---

(9) *In re* Opinion of the Judicial Conference Committee To Review Circuit Council Conduct & Disability Orders, 449 F.3d 106, 117 (U.S.J.C. 2006). 5月31日、これまで特別委員会を設けることに消極的であった Schroeder 長官は、差し戻しを受けて方針を転換し、委員会に調査を指示した。

(10) 第9巡回区司法協議会の調査対象は、最終的に89の訴訟に拡大した。

(11) *Impeaching Manuel L. Real, a Judge of the United States District Court for the Central District of California, for High Crimes and Misdemeanors: Hearing on H.R. Res. 916 Before the Subcomm. on Courts, the Internet, and Intellectual Prop. of the H. Comm. on the Judiciary, 109th Cong. 2-4* (2006).

(12) 拙著・脚注(1), 137頁以下を参照。

(13) 現在でも当日の録画映像は視聴できる。<http://www.c-span.org/video/?194383-1/judge-manuel-real-impeachment-inquiry> (last visited Dec.1,2014).

に問題となった訴訟当事者との不適切なコミュニケーションを全面的に否定し、すべて裁判官としての権限の範囲内であったと証言した。委員会での議論は政党ラインで分かれ、民主党の Zoe Lofgren 議員からは、Real 裁判官を第 9 巡回区管内の裁判所に対する共和党の敵意の「犠牲者」とする声も上がった。1980年法手続に詳しい専門的証人のアドバイスは、Real 裁判官に対する下院小委員会の調査について、憲法が連邦議会に付与した弾劾権の範囲内であることを承認しつつ、同裁判官の行動が「犯罪」に該当しないことから、近時の弾劾権行使の慣行により、司法部による最終的判断を待つべきであるとしていた。結局、下院司法委員会小委員会は Real 裁判官に関する何等の決議を採択することなく、手続を終了した。

Real 裁判官の行動に関する調査は、再び司法部の1980年法手続に委ねられることになった。下院小委員会での喚問の二日前には、最高裁判所の Stephen G. Breyer 判事を長とする裁判官規律に関する委員会（以下、Breyer 委員会）が、連邦裁判官の行動と1980年法手続に関する報告書を提出していた<sup>(4)</sup>。報告書の中では、Real 裁判官事件における一連の手続が吟味されており、調査権限を持つ特別委員会を構成せずに苦情の申立てを却下した司法協議会の手続運用を厳しく批判していた<sup>(5)</sup>。

2006年11月16日、第 9 巡回区控訴裁判所司法協議会は、破産事件における Real 裁判官の行動を、本来関与すべきではなく不適切であったとしつつ、それが個人的な利益目的ではなく、また、歴史的考察においても弾劾勧告事項に該当しないとして、譴責処分（public reprimand）相当と結論づけた。Real 裁判官側による不服申立てを受けた合衆国司法会議は、2008年1月14日、司法協議会の決定を支持し、苦情申立てより6年を経過した

---

(4) Judicial Conduct and Disability Act Study Committee, Implementation of the Judicial Conduct and Disability Act of 1980: A Report to the Chief Justice, 239 F.R.D. 116 (2006).

(5) Report, *supra* note 14, at 189.

本件事件は決着を見た<sup>(6)</sup>。

## 2. Edward W. Nottingham 裁判官事件 (2007年苦情申立て, 2008年 辞職)

2008年10月29日, コロラド地区連邦地方裁判所の Edward W. Nottingham 裁判官は, 職務とはかかわりのない個人的行動を問題視される中, 辞職した。Nottingham 裁判官は, 連邦検事補等の経歴を経て1989年 George H. W. Bush 大統領により同連邦地裁裁判官として任命され, 2007年より同地裁所長職に就いていた。裁判官としての彼は, 地元新聞によって多くからの尊敬を集めた「思慮深い裁判官」と報じられていた<sup>(7)</sup>。2007年8月, 地元メディアは, 同裁判官がトップレスクラブにおいて一晩に3,000ドル以上を費やし, その間の事情について泥酔していたために説明できないと述べていると報道した。当時同裁判官は自身の離婚訴訟の当事者となっており, この情報はその過程で暴露されていたのである。

報道を受けて, コロラド地区地裁を管轄とする第10巡回区控訴裁判所の Deanell Reece Tacha 長官は, Nottingham 裁判官の行動が司法部に対する信頼を損ねる可能性があるとして, 司法協議会に調査を行うよう申立てた。協議会の命令により編成された特別委員会は, 同裁判官が裁判所ポリシーに反し執務室のパソコンを用いて「性的にきわどい」画像を閲覧していた件も, 調査対象とした。さらに, 同裁判官が障害者専用駐車場を違法

---

(6) *In re Complaint of Judicial Misconduct No.05-89097*, 517 F.3d 563 (U.S.J.C. 2008). なお, Real 裁判官の訴訟指揮に関する苦情について, 司法協議会は, 2007年3月21日, 法的根拠を説明すべき際にそれを述べない問題点があると指摘し, 個人的懲戒に値すると結論した。Real 裁判官による不服申立てを受けた合衆国司法会議は, 2010年4月12日, 申立て却下の結論を下し, 処分が確定した。*In re Complaint of Judicial Misconduct*, Nos.07-89000 and 07-89020, 640 F.3d 354 (U.S.J.C. 2010).

(7) [http://www.denverpost.com/opinion/ci\\_10780028](http://www.denverpost.com/opinion/ci_10780028) (last visited Dec.1,2014).



に利用した際に車いすの女性と口論になり、自らが連邦裁判官であると名乗り連邦保安官を呼ぶと脅かした件も、当該女性の申立てにより調査対象として追加された。調査を進める過程で同委員会は、Nottingham 裁判官の事件発覚直後の虚偽説明も調査対象とした。

2008年3月、Tacha 長官の後任である Robert H. Henry 長官は、Nottingham 裁判官がコロラド州法に反する売春組織のメンバーをクライアントとしている件、裁判所支給の携帯電話を買春行為で利用した件、及び事情聴取の際の虚偽説明に関して、新たに調査を行う特別委員会を組織した。4月には、コロラド州選出の Ken Salazar 上院議員が同裁判官の弾劾を公言する事態となった<sup>(8)</sup>。同年10月8日、二つの特別委員会は司法協議会に対して、共同で調査報告書を提出した。さらに、10月10日には、Nottingham 裁判官と関係のあった売春婦が、調査の過程で同裁判官により虚偽の証言を行うよう指示されたとの内容の苦情申立て書を提出した。10月29日、ついに Nottingham 裁判官は辞職を表明した。翌日、第10巡回区司法協議会は、1980年法手続が現職裁判官のみを対象としているために、以後の苦情処理手続がムートになったとして、同裁判官の氏名を公表した上で手続を終了した<sup>(9)</sup>。

### 3. Samuel B. Kent 裁判官事件（2007年苦情申立て、2009年下院弾劾訴追、同年辞職）

テキサス南地区連邦地方裁判所の Samuel B. Kent 裁判官は、弁護士活

---

(8) [http://townhall.com/columnists/johnandrews/2008/04/05/impeach\\_judge\\_nottingham](http://townhall.com/columnists/johnandrews/2008/04/05/impeach_judge_nottingham) (last visited Dec.1,2014).

(9) *In re* Nottingham, Complaint Nos. 2007-10-372-36, 2007-10-372-45, 10-08-90089, 10-08-90090, Order Dismissing Complaints at 5 (10th Cir. Oct. 30, 2008), available at [http://howappealing.law.com/EWN\\_finalorder.pdf](http://howappealing.law.com/EWN_finalorder.pdf). (last visited Dec.1,2014).

動を経て、1990年 George H. W. Bush 大統領に任命された。Kent 裁判官は、同地裁 Galveston Division 担当の唯一の裁判官であった。

2007年5月21日、連邦地裁 Galveston Division の女性職員 Cathy McBroom が第5巡回区司法協議会に対して、Kent 裁判官によるセクシャルハラスメントを受けている旨の苦情申立てを行った。被害者は同地裁において Kent 裁判官の法廷を担当していた。被害は、本人の拒絶にもかかわらず2003年から2007年まで続いたとされた。司法協議会が任命した特別委員会において、Kent 裁判官は申立て内容を否定し、女性秘書 Donna Wilkerson も同様の証言を行っていたが、調査の途中から当該秘書も2001年以降の被害を訴え始めた。特別委員会の報告を受けた司法協議会は、9月28日、まず2008年1月までの4ヶ月間同裁判官への事件割り当てを停止するよう指示した<sup>20)</sup>。11月30日、FBI は Kent 裁判官に対する捜査を開始した。12月20日、第5巡回区司法協議会は、申立てられた事件が連邦刑事手続の対象となったことを指摘し、当事者の諸権利に配慮して手続を停止するよう特別委員会に命じた<sup>21)</sup>。

2008年8月28日、連邦大陪審は、司法協議会が調査対象とするセクシャルハラスメント事件について正式起訴状 (indictment) を提出した。Kent 裁判官は、性的犯罪への関与を問われる初の連邦裁判官となった。大陪審は、2009年1月6日、司法協議会の調査範囲を超えてさらに司法妨害を含む3件の容疑を追加した<sup>22)</sup>。すべての容疑に有罪評決が下された場合、裁判所は最高20年の刑に処することもできると報道された<sup>23)</sup>。

---

<sup>20)</sup> その後、Kent 裁判官は同地裁 Huston Division への異動を指示されている。

<sup>21)</sup> <http://www.ca5.uscourts.gov/news/news/SK.Order.pdf> (last visited Dec. 1, 2014).

<sup>22)</sup> 1月9日、司法協議会も同様に3つの容疑を調査対象としている。

<sup>23)</sup> Nathan Koppel, Federal Judge Pleads Guilty to Obstruction, Wall St. J., Feb. 24, 2009, at A2, available at <http://online.wsj.com/article/SB123540590474748727.html>. (last visited Dec. 1, 2014).

2009年2月23日、連邦地裁での陪審員選任手続の初日、Kent 裁判官は司法妨害容疑に関して有罪を認める答弁を行った。また、被害者職員に対して身体的接触の無いセクシャルハラスメント行為があったことを認めている。さらに、同裁判官は自主的に退職（retire）する意向を示した。連邦検事は、Kent 裁判官の有罪答弁と引き換えに、セクシャルハラスメント事件に関する起訴を取り下げた。3月11日、連邦地裁の C. Roger Vinson 裁判官は、Kent 裁判官を33ヶ月の禁固刑、罰金1,000ドルに処した。また、被害者である McBroom に対して3,300ドル、Wilkerson に対して3,250ドルの賠償金を支払うことも命じられた。

2009年3月12日、連邦議会下院の John Conyers 議員と James Sensenbrenner 議員は、Kent 裁判官が辞職（resign）ではなく離職後も生涯にわたって年棒相当額を保証される自主退職を願っていることを指摘し、金銭的保証のない弾劾罷免を求めて下院司法委員会に手続を開始するよう求める決議案を提出した。前年秋には下院司法委員会が、後述する G. Thomas Porteous, Jr. 裁判官に対する弾劾調査を開始しており、同時に2件の弾劾事件に係属することとなった。3月13日、司法委員会は Kent 裁判官の弾劾可能性を調査する目的でタスクフォースを設立した。

他方、第5巡回区控訴裁判所の Edith H. Jones 長官は、2009年5月27日、身体的職務不能を理由とする Kent 裁判官の自主退職願を拒否する決定を示した。Jones 長官は、医療専門家のアドバイスにより健康上の退職理由を退け、同裁判官が議会による弾劾可能性のある有罪答弁を行ったことで、金銭的保障のあるシニア裁判官のステータスを得る機会を自ら放棄していると指摘した。下院における弾劾調査が公式に開始される前日、2009年6月1日、Kent 裁判官は、任命権者である Barack Obama 大統領に対して一年間の猶予の後辞職する旨の届けを提出した。Kent 裁判官の顧問弁護士によると、この猶予は弾劾手続に費やされると予想できる期間

とのことである。

さて、2009年6月3日、下院司法委員会のタスクフォースは弾劾に関する公聴会を開催し、Kent 裁判官、同裁判官の顧問弁護士 Dick DeGuerin、被害者の二名の女性及び弾劾に関する専門家を喚問した。二人の被害者はそれぞれ、公開の場において初めて事件内容と当時の思いについて詳細に語り、長期間に亘るハラスメント行為に対して抗議しなかった点について、職を失いたくなかったことが理由であったと証言している。

これに対して Kent 裁判官は出頭を拒否し、タスクフォースに書簡を届け、当該事件について自身の生来からの性格的な問題がアルコール濫用、前妻の死などの家庭的ストレスにより悪化した結果であるとし、被害者及び被害者家族への謝罪を述べている。もっとも、自身には退職後の年金の用意がなく、アルコール中毒及びメンタル治療の準備のため、自主退職により保証される給与相当分が不可欠であると述べ、過去18年間に亘る13,000件の事件担当及び合衆国への貢献を評価するよう求めた。

2009年6月9日、合衆国司法会議は、1980年法に基づき Kent 裁判官の弾劾罷免を検討するよう連邦議会下院議長に勧告した。理由は、二名の裁判所職員に対するセクシャルハラスメント行為と第5巡回区司法協議会の調査における虚偽証言の3点である。6月15日、Kent 裁判官は、在職のまま Devens の連邦医療刑務所に収監された。年棒169,300ドルを保障された裁判官職の去就に関する判断は、連邦議会に委ねられることになった。

2009年6月10日、連邦議会下院司法委員会は、Kent 裁判官に対する4項目の弾劾条項の審議を開始した。第1条項と第2条項はそれぞれ裁判所職員に対するセクシャルハラスメント事件、第3条項は2007年6月8日に行われた第5巡回区司法協議会の特別委員会における偽証（刑事裁判で有罪答弁を行っている件）、第4条項は2007年11月30日と2008年8月11日のFBI及び司法省に対する偽証容疑である。司法委員会は、建国以来1989年

の Walter L. Nixon, Jr. 裁判官弾劾事件までの先例を検討した上で、4 条項すべてが合衆国憲法の定める弾劾要件「重罪もしくは軽罪」(high crimes and misdemeanors) に該当するとし、全員一致で承認して下院全体会議に送付した<sup>24)</sup>。6月19日、下院全体会議は4 条項すべてを全員一致で承認し(第4 条のみ棄権1 票あり)、その弾劾訴追決議を弾劾裁判を行う連邦議会上院に送付した<sup>25)</sup>。同時に下院は、上院における弾劾裁判における弾劾訴追委員役の議員を選出した。下院による弾劾訴追は1999年の William Clinton 大統領以来10年ぶり史上18人目、裁判官としては1989年の Nixon 裁判官以来史上14人目であった。

6月24日、連邦議会上院は、4 項目の弾劾条項に関する答弁を行うため Kent 裁判官を喚問する等の上院決議202<sup>26)</sup>、及び、同裁判官に対する弾劾条項に関わる証拠を収集し、報告するため上院内に上院議員12名からなる委員会を設置する旨の上院決議203<sup>27)</sup>を可決した。6月25日、上院スタッフが召喚状を持参したところ、連邦刑務所に収監中の Kent 裁判官は、6月30日付で辞職する旨を届けたのである。この辞職願は、上院、下院、及び大統領にも報告され、上下両院はそれぞれ対応を協議し、弾劾裁判を中止する方向で調整に入った。6月30日、Obama 大統領は Kent 裁判官の辞職を認めた。7月20日、下院全体会議は Kent 裁判官に対する弾劾決議を取り下げる旨の決議を行い、上院に送付した。7月22日、これを受けて連邦

---

24) 第1 条項は賛成30反対0、第2 条項は賛成28反対0、第3 条項は賛成30反対0、第4 条項は賛成28反対0であった。

25) 1989年に上院の弾劾裁判において罷免された元裁判官、Hastings 下院議員(1992年当選)も Kent 裁判官の弾劾罷免に賛成票を投じていた。

26) <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d111:sr202>: (last visted Dec. 1, 2014)

27) <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c111:S.RES.203>: (last visted Dec. 1, 2014)

議会上院は、弾劾裁判手続を終了した<sup>28)</sup>。

#### 4. G. Thomas Porteous, Jr. 裁判官事件（2007年苦情申立て、2010年弾劾罷免）

2010年3月11日、連邦議会上院はルイジアナ東地区連邦地裁のG. Thomas Porteous, Jr. 裁判官を罷免した。弾劾罷免はNixon 裁判官以来21年ぶり、8人目である。Porteous 裁判官は、州検事補、ルイジアナ州第24区地方裁判所裁判官等の経歴を経て、1994年、Clinton 大統領により任命された。Porteous 裁判官の前任者は、贈賄罪により5年の実刑判決を受け連邦刑務所に収監されながら裁判官職を辞さず、下院司法委員会の弾劾調査開始直前に辞任した Robert F. Collins 裁判官であった<sup>29)</sup>。

1999年以降、FBI はルイジアナ州第24区地裁管内における裁判所の腐敗問題を捜査対象としていた。関係者の盗聴を含む大掛かりな捜査が行われ、Porteous 裁判官も捜査対象であった。その結果、2名の州裁判官を含む14名が起訴されたのであるが、連邦司法省は Porteous 裁判官の偽証容疑等について起訴を断念した。2005年8月に発生したハリケーン「カトリーナ」により Porteous 裁判官の自宅が倒壊し、さらに同年12月22日には同裁判官の妻が突然亡くなった。心身ともに健康状態を損ねた同裁判官は裁判官職務を全うできなくなったとして、2006年5月に第5巡回区控訴裁判所長官に対して職務不能の証明を求めたが、拒否された。2007年5月18日、司法省は第5巡回区司法協議会に対して、Porteous 裁判官の行動に対する苦情申立てを行った。

第5巡回区司法協議会は、司法省による苦情申立書を受理し、特別委員会を設置した。委員会は、2007年10月29日と30日の両日をかけて Porteous

---

<sup>28)</sup> Kent 元裁判官は2011年4月11日に保釈されている。

<sup>29)</sup> Collins 裁判官事件については、拙著脚注(1)、50頁参照。

裁判官及び同裁判官側の証人を喚問した。委員会は Porteous 裁判官を含む証人に、合衆国憲法修正 5 条及び免責法に基づく免責特権を賦与して証言を強制した<sup>60)</sup>。11月20日、委員会は、1980年法に基づいて必要かつ適切な行動を採るよう求める報告書を提出した。12月20日、司法協議会は、①財務状況の虚偽報告、②自己破産に関する財務状況に関する偽証、③訴訟関係者からの贈与等を秘匿し、裁判官忌避を不可能にした件、④特定の訴訟<sup>61)</sup>に関して担当弁護士との関係を秘匿した件、⑤銀行ローンの返済期間を延長する目的でなした虚偽表示、以上 5 点に関して裁判官職にふさわしくない行為があったとして、合衆国司法会議に証拠とともに提出した。2008年 6 月17日、司法会議は、司法協議会の報告を了承し、Porteous 裁判官に対して 2 年間、もしくは同裁判官が弾劾罷免されるまでの間訴訟事件の配点を行わないこと、裁判所職員に関する一切の権限を停止することを命じた<sup>62)</sup>。さらに、翌日連邦議会下院に対して Porteous 裁判官の弾劾罷免を妥当とする勧告書を提出した。

2008年 9 月17日、下院司法委員会は全員一致で Porteous 裁判官の弾劾訴追に関する調査を開始することを決議し、10月15日に当該調査を担当する12名の議員からなるタスクフォースを任命した。しかしながら、下院司法委員会による調査活動は、中間選挙のために中断し、2009年 1 月15日、新たに構成された下院が司法委員会に Porteous 裁判官の弾劾の可否を調査する権限を賦与した。タスクフォースは、1999年から2007年にかけて司法省が捜査し、第 5 巡回区司法協議会に提出した資料及び免責特権付与に

---

<sup>60)</sup> 免責特権については、拙稿・土屋孝次「アメリカ連邦議会における証人の自己負罪禁止特権」近畿大学法学55巻 2 号37頁以下を参照（2007）。

<sup>61)</sup> *In re: Liljeberg Enter. Inc. v. Lifemark Hosps. Inc.*, No. 2:93-cv-th 01784, rev'd in part by 304 F.3d 410 (5 Cir. 2002).

<sup>62)</sup> <http://www.ca5.uscourts.gov/news/news/GTP%20ORDER%20AND%20PUBLIC%20REPRIMAND.pdf> (last visted Dec.1,2014).

より得られた資料の提供を求めた<sup>33)</sup>。これに対して、11月12日、Porteous 裁判官は、下院タスクフォースを被告とし当該免責資料の使用を禁ずる旨の宣言を求めて、コロンビア地区連邦地方裁判所に訴訟を提起したのである。しかしながら、地裁の Richard J. Leon 裁判官は、訴訟にメリットが認められないとして、却下した<sup>34)</sup>。2010年1月21日、タスクフォースは4カ条からなる弾劾容疑をまとめ、下院司法委員会に提出した。委員会は全員一致で4カ条の弾劾条項を承認し、下院全体会議に送った。

弾劾条項第1条は、Porteous 裁判官が Lifemark Hospitals of Louisiana, Inc. v. Liljeborg Enterprises 事件の被告代理人 Amato & Creely, P.L.C. と金銭関係にあったにもかかわらず、忌避申立てを拒否した件にかかわる。① Porteous 裁判官は、ルイジアナ州第24区地方裁判所裁判官時代、1980年代初頭から終わりにかけて法律事務所のパートナー弁護士、Jacob Amato, Jr. と Robert Creely と共謀し、両弁護士を裁判所係属事件における保佐人 (curator) として委託することにより手数料40,000ドルを支払い、自らは事務所より20,000ドルをキックバックとして受領していた。②また、連邦地方裁判所における裁判官忌避手続において当該法律事務所との友好関係を詳報せず、同様に、第5巡回区控訴裁判所における同裁判官忌避問題審査においても決定的な情報を提供せず、その結果として、公正な裁判官職務に対する訴訟当事者その他の者の権利を奪った。③さらに、Lifemark 事件の非陪審審理以降も当該法律事務所から現金数千ドルを含む利益供与を受け、最終的に有利な裁定を下した。

---

33) Memorandum in Support of the U.S. House of Representatives Committee on the Judiciary for an Order Directing the Department of Justice to Disclose Certain Grand Jury Materials, *In re*: Grand Jury Investigation of United States District Judge G. Thomas Porteous, Jr., Misc. No. 09-4346 (E.D. La. July 8, 2009) (Ex. 401).

34) Porteous v. Baron, et al, Case No. 1:09-cv-2131(D.D.C. Nov. 16, 2009).



第2条項は、Porteous 裁判官が1980年代後半の州裁判所裁判官時代から連邦裁判官時代までの長期間にわたって、保釈金保証人 (bail bondsman) である Louis M. Marcotte, III 及びその妹である Lori Marcotte との間で不適切な癒着があった件にかかわる。①この関係において Porteous 裁判官は、保証人兩名から食事、旅行、自宅及び自家用車の修理等の利益供与を受け、その見返りとして州裁判官時代に保証金金額を減額するなどの不正を行った。②また、Porteous 裁判官は、自身の連邦裁判官への任命を有利とするように当該保証人が FBI に偽証をしている事実を認知していた。

第3条項は、Porteous 裁判官が自身の破産事件にかかわる手続において、不正行為を働いた件にかかわる。2001年3月から2004年7月にかけて同裁判官は、①破産事件における債務者として特定させることを困難とする目的で偽名、及び偽の私書箱を利用した、②資産を隠匿した、③特定の債権者への優先的債務履行を秘匿した、④ギャンブルによる借財を秘匿した、⑤破産裁判所の命令に反して、破産事件が係属中に新たな借財を行った、等である。

第4条項は、1994年の連邦裁判官への任命承認手続における複数の偽証行為にかかわる。①任命にかかわる自己申告書 (Supplemental SF-86) において、個人的生活にかかわって Porteous 裁判官を威迫するような問題、あるいは、公になれば困惑させられるような事象が存在するかという質問に対して、いずれも否定している点が偽証となる。②任命過程において行われた FBI による二度の背後調査の際に、同裁判官に対する影響、圧力、威迫、妥協を強いるような、あるいは、同裁判官の性格、評判、判断、もしくは裁量に対して否定的な評価をもたらすような行動もしくは行為を隠していないかと問われていたが、その回答に偽証があった。③上院司法委員会における連邦裁判官への任命承認手続において、Porteous 裁判官は、

任命に影響するような好ましくない情報の存在についての質問を受け、宣誓の上で、そのような情報の存在を否定する証言を行った。以上の証言が偽証であった点についてはすでに明白であり、憲法が定める弾劾要件である「重罪もしくは軽罪」に該当する。

2010年3月11日、下院本会議は4つの弾劾条項すべてについて全員一致で承認した。第1条項は賛成412反対0、第2条項は賛成410反対0、第3条項は賛成416反対0、そして第4条項は賛成423反対0であった。

2010年3月17日、連邦議会上院は、Porteous 裁判官に対して弾劾訴追状に回答するよう求めるとともに、上院弾劾裁判規則11条に基づき、同裁判官の弾劾に関して証拠収集及び証人喚問の権限を有する委員会を設置する決議を採択した<sup>65)</sup>。委員会は共和党6名、民主党6名の合計12名の上院議員により構成された。

Porteous 裁判官は、4月7日、連邦議会上院の要求に応じて弾劾条項に対する回答文を提出し、本件弾劾訴追が憲法的先例に合致しないと主張した。①本件弾劾訴追は、合衆国憲法制定以後初めて、行政部が刑事訴追を前提とした調査をした後に起訴を断念した問題を弾劾理由としている。②本件は史上初めて、連邦公務員として雇用される以前の問題を取り上げて下院が弾劾訴追したものである。③また、本件にかかわる事実問題は、憲法上弾劾罷免が許される「重罪もしくは軽罪」に合致しない。弾劾訴追条項自体、本件の問題のいくつかは刑事罰を持たない司法倫理の諸規則に抵触するにすぎないことを認めている。憲法条文と弾劾に関する先例に照らすと、本件は新たな基準を提起しており、憲法起草者の構想の中核をなす司法権の独立を深刻に害する。④また、Porteous 裁判官は、第5巡回区司法協議会の特別委員会において憲法修正第5条の免責特権を与えられ

---

<sup>65)</sup> 上院の弾劾裁判における委員会制度の利用とその問題点については、拙著・脚注(1)、27頁以下を参照。

ていたとし、それゆえに、弾劾裁判においても当該免責賦与によって得られた証拠内容を利用することはできないと主張した。

連邦議会下院は、4月22日、Porteous 裁判官の反論を受けて弾劾訴追状に対する説明を加えている。①まず、刑事訴追を受けていない事件を根拠に弾劾訴追を行ったとの批判に対して、憲法上連邦裁判官の罷免権限は、捜査及び起訴を担当する行政部の司法省ではなく、議会上院が保持するものであり、刑事訴追の成功・不成功は当該権限とは無関係である。②連邦裁判官就任以前の行為については弾劾手続の範囲外になるとの Porteous 裁判官の主張は、法的に時効が成立しているがそれが言語道断の行為の場合、あるいは、連邦裁判官としての任命、承認プロセスにおいて当該行為が詐欺的に秘匿されている場合も弾劾罷免が不可能となる。この様な主張は合衆国憲法の支持するところではなく、また、一般的常識の範囲外でもある。③下院は、修正5条の免責特権付与に関して、その後証拠利用が禁じられるのは「刑事裁判」のみであり、「弾劾裁判」において当該証拠の利用は可能であると反論していた。

2010年9月13日、上院弾劾裁判委員会は、Porteous 裁判官を喚問し、証拠調べを開始した。また、それぞれ個別の弾劾事由となった事件に関連して、Porteous 裁判官の息子を含む多くの証人が喚問されていた。多くの証人は、下院による弾劾訴追内容について詳細に証言し、おおむね内容を肯定していた<sup>60)</sup>。11月16日、上院弾劾裁判委員会は、全員一致で承認した報告書を上院全体会議に提出した。

2010年12月7日、すでに中間選挙が終了しており、一部議員についてはレイムダック期間に入っていたが、上院は弾劾裁判を開始した。12月8日、弾劾訴追条項について投票を行い、まず第1条項は賛成96反対0であり、

---

<sup>60)</sup> 証人は利益供与を認めたが、Porteous 裁判官からの見返りはなかった証言していた。

合衆国憲法が求める3分の2以上の賛成により、Porteous 裁判官の弾劾罷免が確定した。さらに、第2条項は賛成69反対27、第3条項は賛成88反対8、第4条項は賛成96反対0であり、すべて3分の2を越えていた。続けて上院は、公職就任権に関する投票を行い、賛成94反対2の多数によって、Porteous 裁判官の連邦職への就任権をはく奪したのである。弾劾有罪判決によって公職就任権が剥奪されたのは、1913年の Robert W. Archbald 裁判官弾劾裁判以来のことであった。

#### 5. Richard F. Cebull 裁判官事件 (2012年苦情申立て, 2013年辞職)

Cebull 裁判官は、25年間の弁護士業務ののち1998年に合衆国治安判事として採用され、2001年、George W. Bush 大統領によってモンタナ地区連邦地方裁判所裁判官として任命された。2008年より同地裁所長を兼務している。2005年には、カナダからの牛肉の輸入再開決定に関して、農場労働者組合 R-CALF が労働者と消費者を狂牛病の危険に晒すとして反対した訴訟で、訴えを認める判決を下して注目を集めた<sup>87)</sup>。

2012年2月20日、Cebull 裁判官は、裁判所のメールアドレスを利用して6名の知人宛に「ママの記憶」と題する電子メールを送付した。その内容はアメリカ史上初の黒人系大統領である Obama 大統領の人種とその母親を侮辱する低俗なジョークであった。メールの内容は、2月29日には地元メディアによって報道され、その結果、連邦議会議員や多くの人々から辞職を求める声が上がったのである。

これに対して Cebull 裁判官は、Obama 大統領に対して非礼を詫げる私信を送付し、また、3月23日には、第9巡回区控訴裁判所の Kozinski 長官に対して当該事件の調査を開始すること、また、手続においてメール等

---

<sup>87)</sup> <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2005/07/15/AR2005071501706.html> (last visited Dec.1,2014).

を秘匿する権利を放棄する旨伝えた。公式には、Cebull 裁判官に対する苦情申立ては同裁判官自身によって提出されたことになる。同時に、第3巡回区控訴裁判所の Theodore A. McKee 長官が匿名で苦情を申立てていた。Kozinski 長官は、Cebull 裁判官自身によって申立てられた苦情と合わせて、McKee 長官の申立てに関しても調査することを決定し、5名の裁判官からなる特別委員会を設置した。委員会は、①2008年から2012年2月までの間の Cebull 裁判官のメール記録の審査、②モンタナ州在住の25名の証人からの事情聴取、③ Cebull 裁判官が担当した訴訟の再審査、及び④ Cebull 裁判官本人の証言と証拠取得を内容とする調査を開始した。2012年9月24日には、Cebull 裁判官が2013年3月18日付で引退し、シニア裁判官ステータスを取得すると発表した。シニア裁判官は1980年法の対象であるため、同法手続は停止されなかった。

2012年12月17日、特別委員会は報告書を提出した。委員会は、Cebull 裁判官がかかわった労働事件、市民的権利にかかわる事件、受刑者の権利に関する訴訟における人種的偏見の有無、また、合衆国量刑委員会 (U.S. Sentencing Commission) 提供の資料に基づき刑の宣告等についても同様の人種的偏見が存するかどうか審査したが、裁判官職務上の問題点は見つからなかった。また、モンタナ地区における市民の証言によると、同裁判官は良識ある正直な法曹であると評価されていた。しかしながら、過去4年分の私信を含むメール内容をチェックした結果、Obama 大統領に関連するものの以外に、さらに人種的、性的、そして政治的に不適切な内容のメールを多数送った形跡が示されていた。

2013年3月15日、第9巡回区司法協議会は、特別委員会の報告を受けて Cebull 裁判官に対する命令を下した。協議会の命令によれば、結論として同裁判官には連邦法及び州法違反はなく、弾劾事由も存しないものの、Eメールに関する問題行動に対する一般的反応も鑑み、180日間にわたり新

規訴訟の割り当てを停止し、倫理問題、人種問題に関するトレーニングを受けるとともに、公に対する再度の謝罪を求めていたのである。司法協議会の2名の裁判官は、同裁判官に自発的に退職するよう求めるべきであるとの補足意見を追加していた<sup>38)</sup>。

司法協議会による命令は Cebull 裁判官及び苦情申立人には通告されていたものの、合衆国司法会議に再審査を申請する手続期間である5月17日まで、非公開扱いとなった。Cebull 裁判官は、Obama 大統領関連以外にも多数の偏見に満ちたメールが送信されていたという事実が公表されることを確認し、3月28日、司法協議会に対して5月3日付で自発的に退職する事を伝えた。7月2日、司法協議会は、退職裁判官に対して3月15日付命令を強制することが不可能であるため<sup>39)</sup>、Cebull 裁判官に対する苦情申立て自体がムートであり、却下すべきと結論したのである。

7月23日、苦情申立てを行っていた第3巡回区控訴裁のMcKee長官は、第9巡回区司法協議会に対して、問題の最終的解決を図るために3月15日付報告書を公開することを求めて、不服申立てを行った。合衆国司法会議の特別委員会は、2014年1月17日、前年3月15日付の命令発給段階ではCebull 裁判官の辞職は完了しておらず、1980年法が命令公開の停止を認める要件には該当しないと結論した。同委員会は、1980年法手続において決定された司法協議会命令のすべてを公開することが、当該手続に対する国民の信頼を得るために重要であると指摘していた<sup>40)</sup>。この結果、McKee長

---

<sup>38)</sup> *In re: Complaint of Judicial Misconduct: Proceeding in Review of the Order and Memorandum of The Judicial Council of the Ninth Circuit: J.C. Nos.09-12-90026, 09-12-90032 (U.S. J.C. Jan. 17, 2014), available at <http://www.uscourts.gov/uscourts/RulesAndPolicies/conduct/ccd-13-01Order-final-01-17-14.pdf> (last visited Dec.1,2014).*

<sup>39)</sup> 28 U.S.C. § 351(d); *In re Charge of Judicial Misconduct*, 782 F.2d 181 (9th Cir. Jud. Council 1986).

<sup>40)</sup> *In re: Complaint*, *supra* note 38, at 11.

官の要求通り Cebull 元裁判官に関する命令内容が公開されたのである。

## 第2章 弾劾裁判手続の課題

Clinton 大統領の弾劾裁判以来10年ぶり、裁判官としては Nixon 裁判官以来20年ぶりとなった Porteous 裁判官の弾劾裁判は、先例が少ない弾劾手続に関して実務上重要な示唆を与えるものであった。特に Porteous 裁判官が4つの弾劾条項すべてについて、合衆国憲法が定める弾劾要件「叛逆罪、収賄罪またはその他の重罪及び軽罪」に合致しないと反論していたことは注目に値する。確かに、裁判官弾劾事件としては直近となる3事件、1986年の Harry Claiborne 裁判官弾劾事件、1989年の Alcee Hastings 事件及び同年の Nixon 裁判官事件のすべてが連邦犯罪で起訴された事件にかかわっていた<sup>41)</sup>。Porteous 裁判官は、そのような先例と憲法条文に照らすと自身に対する弾劾が新たな基準を提起しており、司法権の独立を深刻に害すると主張していたのである。

憲法上の弾劾要件については、文言上ある程度限定されているものの具体的内容については明確ではなく、検討を要する<sup>42)</sup>。

### (1) 弾劾事由は起訴されうるレベルが必要か

Porteous 弾劾事件においては、弾劾事由となったすべての事件について

---

41) 拙著・脚注(1)、14頁以下参照。

42) アメリカ合衆国憲法が定める弾劾要件の歴史的検討として、佐藤立夫『弾劾制度の比較研究(下)』原書房(1996年)973頁以下を参照。また、Clinton 大統領弾劾事件及び Porteous 裁判官弾劾事件を例とし、弾劾事由に関して綿密な憲法理論的考察を加えるものとして、柳瀬昇「アメリカ合衆国における弾劾されるべき罪の意義について」小谷順子・新井誠・山本龍彦・葛西まゆこ・大林啓吾編『現代アメリカの司法と憲法—理論的対話の試み』尚学社(2013年)所収を参照。

連邦及び州レベルで刑事事件として訴追されていなかった。第1条項は旧知の弁護士が担当した訴訟からの回避問題，第2条項は自己破産における不適切な行動，第3条項は保釈保証人から受領した不適切な利益供与，そして，第4条項が連邦裁判官職への任命承認手続における虚偽報告であり，そのすべてに関して刑事事件としては立件されていない。特に第3条項の事件については，FBIによる長期間の捜査をもってしても司法省が起訴を断念せざるを得なかった。このため Porteous 裁判官は，下院における弾劾調査及び上院における弾劾裁判において，憲法制定以後初めて行政部が起訴を断念した問題が弾劾理由とされたと批判していたのである。

しかしながら，先例を検討すれば，刑事裁判と弾劾裁判が必ずしも関連性を持たないことが分かる。まず，Claiborne 裁判官事件において，弾劾訴追を担当する下院は，事前の刑事裁判では有罪禁固2年と判断された脱税行為について弾劾事由として含めていない。また，同裁判官の弾劾条項第3条において「刑事裁判において有罪となった事実そのもの」を弾劾事由としていたのであるが，上院の弾劾裁判では合衆国憲法が定める3分の2の賛成を得られなかった。この点に関しては，上院内において，刑事事件で無罪となった者に対する弾劾が将来阻害されることを危惧する声があったとされる<sup>43)</sup>。事実，1989年，Hastings 裁判官が弾劾有罪判決を受けた事件では，同様の内容について刑事事件において無罪の評決を受けていたのである。この様に弾劾に関する先例は，刑事裁判と弾劾裁判の関連性について不可欠なものとは示しておらず，弾劾事由について必ずしも起訴レベルの内容を求めているとは解せないであろう<sup>44)</sup>。

---

(43) 拙著・脚注(1)，16頁以下参照。

(44) Clinton 大統領弾劾事件では，同大統領の私生活上の不祥事及び民事訴訟上は責任を認めたセクシャルハラスメント事件が弾劾訴追事由となっており，大統領の弾劾に関して先例は，必ずしも刑事裁判における起訴を前提としていないと解される。



以上の様に、憲法上連邦裁判官の罷免権限は、議会上院が保持するものであり、刑事訴追の成功・不成功は弾劾権限とは無関係である。弾劾権を連邦の公職に就けることに不適切な者を排除する手続であるとするならば、弾劾事由を刑事訴追可能な事例、もしくは、起訴された事例に限定するのは狭すぎる解釈と考えざるを得ない。

今回の Porteous 裁判官の事例では、訴訟からの回避問題が弾劾事由となるかが問われた。同裁判官に対する弾劾条項第1条の実質的内容は、Liljeberg 事件において連邦法28 U.S.C. § 455及び裁判官行動規則に違反していた点である。Porteous 裁判官は、ハンティング旅行に同伴し、州裁判所時代から長年にわたって金銭関係にもあり、事実上友人とも言える弁護士が代理人となっていた訴訟において、自ら訴訟担当を回避せず、また、忌避請求も拒否したのであった。連邦法及び裁判官行動規則はともに刑事罰を有しない。この点につき Charles G. Geyh 教授は、訴訟からの回避を行わなかった点が上訴審での破棄事由になるに過ぎないとしつつ、本件に関しては裁判官行動規則の贈与ルールに違反するのみならず、弁護士との関係についての意図的な情報秘匿が単なる回避失敗を超えたものとみなす<sup>45)</sup>。本件の事例は公正な司法に対する国民の信頼を損ねた点で、重要となる。近年、裁判官の訴訟からの回避、忌避に関して不適切事例が多いとの批判が高まっており<sup>46)</sup>、Porteous 裁判官弾劾事件において悪質な場合には弾劾事由となると示された点は注意が必要であろう。

---

<sup>45)</sup> Hearing before the Task Force on Judicial Impeachment of the Committee on the Judiciary House of Representatives (Dec. 15, 2009): Consider Possible Impeachment of United States district Judge G. Thomas Porteous, Jr. (part IV), at4.

<sup>46)</sup> Cheney v. United States District Court for the District of Columbia, 541 U.S.913 (2004). 本件に関する邦語文献として、拙稿・土屋孝次「最近の判例：訴訟当事者と休暇を過ごした最高裁裁判官に対する忌避申立てが却下された事例」アメリカ法〔2005-1〕127頁以下を参照。

(2) 弾劾事由は現職期間内の事件に限定されるべきか

同様に問題となったのは、Porteous 裁判官に対する弾劾事由が、連邦職に就く以前の州裁判官時代に発生している点である。Porteous 裁判官に対する弾劾条項のうち連邦裁判官在職中の自己破産にかかわる第3条項以外は、前職時代の問題が発端になっていた。特に第4条項は、上院の裁判官任命承認過程において「任命に不都合な情報があれば（上院司法委員会に）教えてほしい」という質問に対して、否定的回答を行ったというものである。下院によれば、州裁判官職時代から弾劾条項第1条及び第2条にみられるような弁護士等との不適切な関係があるにもかかわらず、虚偽の回答を行ったとされた。この点につき Porteous 裁判官は、上院に提出した弾劾条項に対する反論文において、本件が史上初めて、連邦公務員として雇用される以前の問題を取り上げて弾劾条項としたものであると批判していた。

弾劾事由が現職期間中の事象に限定されるべきか否かについては、下院司法委員会のタスクフォースが公聴会で検討している。タスクフォースは、2009年12月15日、弾劾を研究対象とする大学教授3名、Charles G. Geyh, Akhil Reed Amar 及び Michael J. Gerhardt を喚問し、本件事例が合衆国憲法及び裁判官弾劾の先例に合致するか否かについて意見を聴取した。3証人は結論として、弾劾可能である旨証言をしている。

公聴会において、まず Amar 教授は、合衆国憲法の文言は弾劾事由を連邦職在職中の問題に限定していないと述べる。そして、自身が連邦職に就くために行った贈賄行為を例に挙げて、もし当該承認手続において Porteous 裁判官が真実を述べていた場合に連邦裁判官職に就くことは不可能であったろうと指摘している<sup>(47)</sup>。これに対して Gerhardt 教授は、連邦職就任以前

---

(47) Hearing, *supra* note 45, at 17-18.

の事項が弾劾事由となるかどうかについて、先例がないため一般論としては回答を回避するとしつつ、裁判官任命承認手続における虚偽報告を行った者が連邦裁判官職として不適である点を認めるのは容易であるとした。同教授は、連邦職就任前に犯した殺人等の重大犯罪が後に露見したケースを例に挙げて説明していた。合衆国憲法が定める弾劾事由に問題行動の期間が限定されていない以上、当該行動を弾劾事由とするか否かの判断は弾劾訴追を行う議会下院の判断にゆだねられていると解されよう。

本件では上院における任命承認手続における虚偽申告が問題となっていた。当該手続は、最高裁裁判官を含むすべての連邦裁判官が、憲法上大統領による任命及び上院における承認決議を経ることになっており、本件の第4条項が弾劾事由として適切性を保持するかどうか注目された。Porteous事件に関しては、当該情報の秘匿が単なる過失ではなく深刻な事象と判定されたため、連邦裁判官の任命過程に関する大統領及び上院権限への侮辱行為とみなされたわけである<sup>48)</sup>。そして、そのような事象に対しては、連邦議会が弾劾権行使を躊躇するとは考えられないのである。

### (3) 事前手続で行使された自己負罪禁止特権の弾劾手続における効力問題

第5巡回区司法協議会の特別委員会は、Porteous 裁判官を含む証人に対して合衆国憲法修正5条及び免責法に基づく、免責特権を賦与し、証言を強制した<sup>49)</sup>。憲法修正5条は「何人も、刑事事件において自己に不利な証人となることを強制されない」と規定する。当初同特権は「刑事事件において」文言により刑事裁判における行使に限定されると解されていたが、連邦最高裁判所がまず連邦大陪審における適用を認め<sup>50)</sup>、その後、議会調

<sup>48)</sup> Hearing, *supra* note 45, at 33.

<sup>49)</sup> <http://howappealing.abovethelaw.com/JudgePorteousVsUSCongressComplaint.pdf> (last visited Dec.1,2014).

<sup>50)</sup> *Counselman v. Hitshcock*, 142 U.S.547 (1892).

査などの非刑事的手続においても行使が認められた<sup>60)</sup>。本件で見られたように、巡回区司法協議会における調査においても証人が修正5条を明示的に援用すれば、証言を拒否することができる。そこで連邦議会は、特権を主張する証人に対して事後の刑事手続における免責を付与することによって、証言を強制する制度を設けた。1970年に制定された連邦免責法は、「証言その他の資料（または、その証言その他の資料より直接もしくは間接に派生するすべての資料）をその後の刑事手続で使用できない」と規定している。Porteous 裁判官が第5巡回区司法協議会の特別委員会において賦与されていたのは、この制定法上の免責特権であった。

そこで、Porteous 裁判官は、連邦職からの罷免及び公務就任権を剥奪する弾劾手続が刑事手続に準ずるものと解し、事前の免責賦与により弾劾手続における当該証言の使用が禁止されていると主張した。これに対して下院は、修正5条の免責特権付与に関して、その後に証拠の使用が禁じられるのは「刑事裁判」のみであり、「弾劾裁判」においては当該証拠の使用が可能であると反論していたのである。ここでは、弾劾手続が公職から罷免し、将来にわたって公職就任権を剥奪することに限定された手続である点が強調されている。

さて、合衆国憲法1条3節7項は、上院が行使する弾劾裁判の判決について、罷免と公職への就任権はく奪に限定するとともに、同項但書きにおいて弾劾につき有罪判決を受けた者が、その後処罰対象となることを妨げない旨を明記している。修正5条が保障する二重処罰禁止原則からも、弾劾有罪判決後に刑事処罰を科すことを容認する1条3節7項は、弾劾の非刑事的性質を示す。もっとも、合衆国憲法2条2節1項は、「大統領は、弾劾の場合を除き、合衆国に対する犯罪について、刑の執行停止または恩赦をする権限を有する」としており、恩赦権の脈絡においては犯罪と弾劾

---

60) Quinn v. United States, 349 U.S.155 (1955).

を同列視しているようにも見受けられる。しかしながら、同条文については、恩赦権の及びうる範囲が「合衆国に対する犯罪」（連邦犯罪）に限定する趣旨であり、弾劾を犯罪と同列視する意味ではなく、弾劾同様に州法上の犯罪及び民事上の判決にも及ばないと解されよう。この様に、下院が述べるように、憲法上、弾劾手続は刑事手続と性質を異にすると理解できる。

もっとも、手続を問わず証言を求められる立場になった者にとって、合衆国憲法修正5条が判例上も認められた唯一の絶対的な証言拒否特権である点には注意が必要である。このため1970年連邦免責法は、真実探求のために不可欠な証言を得るために、代替として刑事手続での免責を付与したのである。最高裁判所の *Kastigar v. United States*, 406 U.S.441 (1972) は、19世紀以来伝統的であった行為免責に代わって制度化された1970年法の派生使用免責を合憲としているが<sup>62)</sup>、刑事裁判での証言の使用が厳しく制限されていることは間違いない。例えば、下院調査特別委員会において免責が付与された Iran-Contra 事件では、連邦司法省が議会調査以前に取得していた証拠について封印を行ったが、結局刑事裁判における当該証言の使用は禁じられたのである<sup>63)</sup>。

Porteous 裁判官事件に関しては、すでに連邦司法部が起訴を断念した事項にかかわっており、証言強制後に同裁判官が起訴される可能性は低くなっていた。このように見ると、第5巡回区司法協議会における免責付与は、事後予定される司法部内部での懲戒手続もしくは議会における弾劾手続において使用することを目的としたものであった事は明らかである。2008年規則23条(f)項は、司法会議が弾劾勧告を妥当と判断した場合、1980

---

<sup>62)</sup> *Kastigar v. United States*, 406 U.S.441 (1972).

<sup>63)</sup> 拙稿・脚注60, 53頁以下参照。このため、実務上は、免責を付与する機関と事後の起訴担当の機関が免責付与の対象等について協議を行っているとされる。

年手続「すべてに」(all) 関わる記録を提出するものと定めており、当該  
免責証言記録もそこに含まれると解される。本件事例では、起訴こそ断念  
したものの裁判官としての問題行動ありと決定し、1980年法手続に基づき  
苦情を申立てた行政部（司法省）、弾劾勧告が妥当な問題であると判断し  
た司法部（合衆国司法会議）、そして弾劾手続を遂行する立法部（上下両  
院）の3部門が協調していることから、裁判官の独立の保障及び修正5条  
の趣旨を反映した手続的配慮が求められるケースに該当すると考えられる。

さて、裁判官弾劾に関しては、従来二つの問題点が指摘されていた<sup>64</sup>。  
一つは、下級審裁判官の罷免手続としての非効率性であり、他方が弾劾手  
続における権限濫用への備えが欠如している点である。人的、経済的に大  
掛かりな出費を強いられた *Porteous* 裁判官事件、弾劾裁判直前まで辞職  
時期を延長させられた *Kent* 裁判官事件は、弾劾手続の非効率性を改めて  
印象付けたと言える。また、連邦最高裁判所が *Nixon v. United State*, 506  
U.S. 224 (1993) において弾劾裁判に関する司法判断適合性を否定して以  
来初の裁判官弾劾となった *Porteous* 事件は、弾劾事由の内容確定及び弾  
劾における手続的権利の保障の両面ともに、議会裁量に委ねられている現  
状を明確に示した。憲法的に特異な弾劾手続の性質について、その権限濫  
用の危険性回避が議会の良識と自制に委ねられている点を改めて吟味する  
必要があろう。

### 第3章 1980年法懲戒手続の課題

過去10年間の1980年法をめぐる議論を概観すると、その多くが *Real* 裁  
判官事件を契機としていることに気づかされる。事実 *Real* 事件は、異例

---

<sup>64</sup> 拙稿・脚注(1), 82頁参照。

の展開をたどった。まず、一般的には引退をしている年齢を超えて在職する裁判官に対して、繰り返し苦情申立てが行われたこと<sup>65)</sup>。また、一見して問題が認知可能な事例であるにもかかわらず、苦情内容を最初に審査する控訴裁判所長官が、頑なに詳細な調査を不要と判断したこと。再審査を求められた巡回区司法協議会も、多数決によって控訴裁判所長官の判断を支持したこと。さらに、不服申立てを受けた中央の合衆国司法会議も、制定法の根拠がないことを理由として、自主的な再審査を拒否したことなどである。1980年法手続全体が、何らかの公式処分が出た場合の最終報告を除いて原則として非公開であることも相まって、Real裁判官事件は、1980年法制度に対する信頼そのものを損なうような危機を導いたのである。

#### (1) 1980年法制度の展開と評価

1980年法は、当初の「司法協議会改革及び司法における行動と職務不能に関する法律」の名の通り、13ある巡回区控訴裁判所に設けられた司法協議会に管轄内の裁判官の非行行為に対する懲戒権限を賦与して改革するとともに、身体的精神的理由に基づく職務不能に関する手続を定めたものである。連邦議会は、司法部内に下級審裁判官の活動に対する国民の苦情を処理するための制度を設け、もっとも厳しい弾劾罷免勧告から非公式の譴責に至る一連の裁判官懲戒制度を整えた。稀にしか発生しない弾劾事件よりも、むしろ、法的根拠がなければ曖昧になりがちな非公式の懲戒手続に対して、一定の有効性を付加するよう制度を整備した点が注目される。裁判官の規律について司法部内の自律的制度として位置付け、その具体的行

---

<sup>65)</sup> このように見ると Real 裁判官事件は、ひとたび連邦地方裁判所の裁判官として任命されれば、終身制によって数十年に亘り勤務でき、管轄区内への一定の影響力を長期間維持できるなど、合衆国憲法が定める連邦裁判官の地位に基づく問題であることも事実である。

使を連邦司法部全体ではなく問題裁判官を管轄する各巡回区司法協議会の裁量に委ねたところに、「非中央集権的自己抑制」(decentralized self-regulation)<sup>66)</sup>と評された1980年法制度の特質があると言えよう。

さて、1980年代後半から1990年代初頭にかけて相次いで発覚した下級審裁判官の不祥事は、1980年法の試金石となった。刑事訴追を受けた5名の下級審裁判官のうち3名が弾劾罷免され、2名を弾劾手続開始直前に辞職に追い込んだことで、裁判官規律制度としての1980年法は一定の評価を受けたと言えよう<sup>67)</sup>。1980年法制度の有効性を検討するため司法、行政、立法の三部門合同で行われた National Commission on Judicial Discipline and Removal の調査報告書も、おおむね同制度を肯定的に評価していたのである<sup>68)</sup>。これを受けて2000年、合衆国裁判所行政事務局 (Administrative Office of United States) は、1980年法に関するモデル規則を定め<sup>69)</sup>、各巡回区も基本的にそれを踏襲して規則化した。さらに、2002年、連邦議会は、民主、共和両党の協調の下、1980年法の基本制度を踏襲した Judicial Improvement Act of 2002として改正し、制度の維持を表明した。法制度化20年を経て、1980年法手続は、判決内容や訴訟指揮などへの苦情を含めた年間1,000件を超える一般的な苦情と、刑事訴追されたような重大事件を同一

---

66) Jeffrey N. Bar & Thomas E. Willging, Decentralized Self-Regulation, Accountability, and Judicial Independence Under the Federal Judicial Misconduct and Disability Act of 1980, 142 U.Pa.L.Rev.25,29 (1993).

67) 1986年の Claiborne 裁判官弾劾事件では、制定直後の1980年法の利用はなかった。この理由としては、当時の第9巡回区控訴裁判所司法協議会が、同法手続を軽微な事件のみを取り扱うものとみなしていたことが挙げられる。拙著・脚注(1), 49頁参照。

68) [http://judicial-discipline-reform.org/judicial\\_complaints/1993\\_Report\\_Removal.pdf](http://judicial-discipline-reform.org/judicial_complaints/1993_Report_Removal.pdf)

69) Judicial Conference Committee to review Council Conduct & Disability Orders, Illustrative Rules Governing Complaints of Judicial Misconduct and Disability (Administrative Office of U.S.Courts 2000).



のスキーム内で処理しつつ、後者に関しては、下院への弾劾勧告を通じて連邦議会が意図した弾劾制度の前審的位置づけを確保していたとみなしてよいだろう。

2004年、このような1980年法をめぐる環境に変化の兆しが見えた。一部裁判官が示すリベラル傾向にある判決に対して議会保守派の反発が強まり、調査権の行使、証人喚問を通して問題点の洗い出しを始めたのである。本稿第1章で概観したように、同時期以降には裁判官の不祥事が再度頻発しており、事件内容が全国的に報道されて厳しい批判にさらされるとともに、問題行動を起こした裁判官がそのまま職に居座る状況等が新たな司法部批判を招くなど、悪循環が生じた。まさに、1980年法の有効性が厳しく問われたのである。

連邦司法部は、司法権の独立が脅かされる状況に危機感を持ち、当時の Rehnquist 最高裁長官の指示により最高裁の Breyer 判事を長として下級審裁判官をメンバーとする委員会を立ち上げ、2年にわたる調査を開始した。同委員会は、2006年、新たに最高裁判所長官となった Roberts 宛に1980年法の制度運用状況についての報告書を提出した<sup>60</sup>。同報告書では、700件近い苦情申立て事例のサンプリング調査の結果、1980年法制度に持ち込まれた事件のうち一般的な裁判官苦情処理については、手続的問題は若干生じていたものの、その処理の妥当性に問題はないと結論した。しかしながら、「国民の注目を集めるような事件」(high visibility cases) に関しては、17件中 Real 裁判官事件を含めた5件、すなわち、30%近い高率で手続上の問題点が発覚したと報告した。特に、各巡回区控訴裁判所長官の不適切な判断、情報公開の遅滞、そして中央の合衆国司法会議の関与不足が制度的欠陥として指摘されたのである。

---

<sup>60</sup> Report, *supra* note 14. Breyer 委員会報告について詳しくは、拙著・脚注(1)、60頁以下参照。

Breyer 委員会報告書には制定法上の基礎付けはないが、2008年、合衆国司法会議は報告書の勧告部分を採用し、1980年法制度の関して初めて全国的拘束力を持つ規則を制定した(2008年規則)。規則の改正案にはBreyer委員会の勧告に対応する旨が明記されていた。現在すべての巡回区司法協議会が各司法協議会規則として採用している。2008年規則は、合衆国司法会議による監視権限を強化することにより、「非中央集権的自己抑制」制度を一元的懲戒権行使への道を広げたことになった。連邦議会からの圧力に抗する形とはいえ、連邦司法部による裁判官規律を強化し、アカウントビリティにより配慮した政策の実施が始まったとみなせよう。

## (2) 苦情申立てに関する手続的課題

1980年法の行使過程において問題となるのは、大多数の苦情申立てについて調査権限を持つ特別委員会を構成されずに却下されている点、そして、手続全体が原則非公開であり、進行状況やその結論について国民に知らされる機会が少ない点である。前者は1980年法手続の有効性そのものへの疑問、後者は司法のアカウントビリティを支える基本的課題と言えよう。

まず、1980年法上の特別委員会の構成問題である。特別委員会の構成に関与するのは、控訴裁長官と巡回区司法協議会である。控訴裁判所に提出された苦情は、控訴裁長官の下に集約される。長官が苦情を確認(identify)し、必要と認めれば司法協議会内に設けられる特別委員会に付託される。また、長官が苦情申立てを却下した場合、もしくは何らかの結論を下した場合、その決定に不服のある苦情申立て人は司法協議会に対して不服申立てを行うことが可能である。司法協議会は、不服申立てに対して特別委員会を設けて手続を進行させるか、却下するかを決定できるが、後者の却下決定は1980年法上最終であり、司法審査も認められていない。

さて、Breyer 委員会の分析では、苦情申立てには2種類ある。裁判の

当事者がその結論に対して不満を表明するものとメディア等によって報道されるような注目事件に分けられる。圧倒的に数の多い前者に関しては、1980年法手続に重大な問題は認められない。これに対して後者に関しては、Real 裁判官事件が典型であるが、再三訪れていた委員会構成の機会が利用されていなかった点が批判されたのである<sup>61)</sup>。国民注視の事件だけに、司法部内手続において仲間である裁判官をかばい立てしているのではないかとの印象を与えたのである。

1980年法の中心的機構である司法協議会特別委員会の機能不全に対して、法制度の根本的な改革を求める声があるのも事実である。この中でも最もラジカルな提案としては、1980年法の調査手続に連邦司法部より一定の独立性を維持した常設の監察官 (Inspector General) 制度の導入を求めるものがある。2007年、暗礁に乗り上げていた Real 裁判官事件への対応として、当時下院司法委員会委員長であり共和党所属の Sensenberrner 議員による立法提案 (Judicial Transparency and Ethics Enhancement Act of 2007) (H. R. 785-110th Congress 1st Session) がその代表である。同法案では、連邦議会上下両院の両党派の意見を聞いたうえで連邦最高裁判所長官が任命する監察官に、1980年法において特別委員会が担当していた権限を付与するものとされていた。

このような裁判官規律に特化した監察官制度提案は、当時引退したばかりの最高裁判所の Sandra Day O'Connor 判事によって、司法権の独立を侵害するものとして厳しい批判にさらされた<sup>62)</sup>。また、Ruth Bader Ginsburg

---

61) 問題を指摘された第9巡回区司法協議会自体は、Real 事件において協議会の姿勢を批判した Kozinski の控訴裁長官就任と同時に調査委員会の利用を積極化している。皮肉なことに Kozinski 長官自身がボルノサイトの閲覧に関する問題が生じた際に、調査対象となっている。拙稿・脚注(1)、80頁参照。

62) Sandra Day O'Connor, The Threat to Judicial Independence, Wall St. J., Sept. 27, 2006, at A18.

最高裁判事も、それがあたかも『旧ソ連時代』を想起させると評しており<sup>63)</sup>、保守リベラルの枠を越えて司法部内での評判は良くない。また、研究者からも、監察官制度を支持する声は少なく、多くは司法権の独立を害するものであると批判する<sup>64)</sup>。

例外的に、権力分立制度の在り方について発言を続ける Ronald D. Rotunda 教授が、Real 裁判官以降の不祥事に関して特別委員会が機能しなかった点を厳しく批判し、監察官制度が国民の信頼を維持するために有益なものとする<sup>65)</sup>。Rotunda によれば、同様の監察官制度は連邦政府、連邦議会下院においても用いられるており、合衆国憲法がその司法部への適用を禁ずるものではないと主張しているのである。

確かに、監察官制度を設けたとしても、問題行動を起こした裁判官に対する調査が司法権の中核を侵害するものとまではみなせないかもしれない。ただし、監察官の調査権限の内容及び対象と、任命過程への政治的影響力の存在が、司法権の独立に影響することも否定できない。この様に現状では、1980年法の基本構造を変更するプランに対しては批判が強く、連邦議会自体も1980年法の改正ではなく、その実施にかかわる規則制定の方向を注視している状況にある。

次に、1980年法の情報開示問題である。1980年法は、被申立裁判官に対する巡回区司法協議会もしくは合衆国司法会議の命令が発せられた場合の

---

63) Tony Mauro, Justices Fight Back, U.S.A. Today, June 20, 2006, at A13, available at [http://blogs.usatoday.com/oped/2006/06/justices\\_fight\\_.html](http://blogs.usatoday.com/oped/2006/06/justices_fight_.html). (last visited Dec.1, 2014).

64) See e.g., Bazelon, *supra* note 3; Donald E. Campbell, Should the Rooster Guard the Henhouse: Evaluating the Judicial Conduct and Disability Act of 1980, 28 Miss. C.L. Rev. 381 (2009); Eric Robbins, Current Development 2009-2010: *In re* Nottingham, the Model Code of Judicial Conduct, and the Judicial, 23 Geo. J. Legal Ethics 783, 794 (2010).

65) Ronald D. Rotunda, Judicial Transparency, Judicial Ethics, and a Judicial Solution: An Inspector General for the Courts, 41 Loy.U.Chi.L.J.301 (2010).

みに、手続に関する情報開示を限定している。手続全体は非公開であり、苦情申立てが却下される多くの事件においては、その当該裁判官の氏名が開示される機会すらない。事実、Real裁判官に対する苦情申立ては、控訴裁判所長官及び司法協議会段階で審査が却下されていたため、長年にわたって裁判官名が非開示のままとなっていたのである。

この点につき、Breyer 委員会の勧告を受けて司法会議が制定した2008年規則23条(a)項では、特段の事情が認められる場合には結論を含めて情報が開示されることになった。1980年法手続の進行がメディア等により報道されている場合など、情報の秘匿がかえって当事者の利益を損なう場合に、秘匿が解除されることもあり得るのである。Real 裁判官事件において活発に実名報道がなされる中、司法協議会のみが問題となった裁判官名の秘匿にこだわっていたことへの批判が念頭にあると考えられる。情報非開示原則についての立法意図が、根拠のない苦情申立てを受けた裁判官を謂れない悪評から護ることにあるとすれば、例外的に情報を開示する運用が求められることも考慮のうちである。1980年法制度を維持すべきとの論者の多くが、アカウントビリティ確保のために、規則レベルでの改革を求めるのはそのためであろう<sup>66)</sup>。

### (3) 2014年規則改正案について

さて、2014年7月23日、合衆国司法会議は1980年法の2008年規則改正案を公表し<sup>67)</sup>、現在、パブリックコメントを公募中である。現段階では新規

---

<sup>66)</sup> See e.g., Arthur D. Hellman, Statement: The Federal Judicial Conduct and Disability System: Unfinished Business for Congress and for the Judiciary: Hearing Before the House Committee on the Judiciary Subcommittee on Courts, Intellectual Property, and the Internet (April 25, 2013).

<sup>67)</sup> Rules for Judicial-Conduct and Judicial-Disability Proceedings: Redlined Draft Reflecting Proposed Amendments (July 23, 2014). <http://www.uscourts.gov> ↗

則の内容は未確定ではあるものの、連邦司法部による制度改革の方向性が示されていると考えられる。

2014年規則改正案及びコメントリーの追加文書を概観すると、基本的には前回2008年の規則改正と同一方針であることが示唆されているが、控訴裁判所長官による審査権限の強化、特別委員会へのシニア裁判官の参加、メンタルあるいは身体的問題を理由とする場合の職務不能手続の整備、そして合衆国司法会議の審査権限の明確化が志向されている。全体としては、21世紀初めから続く厳しい批判を受けて、1980年法手続自体への信頼回復が重要課題となっているように見受けられる。

まず、1980年法制度への信頼回復にかかわる事項として、定義規定である第3条(h)項において「非行行為」(misconduct)を明確にしている。3条(1)(D)項では、従来「訴訟当事者と弁護士」に対する理不尽な敵対的マナーと定めていたものに「その他の者」を追加し、さらに同条(G)項では、1980年法手続における苦情申立人、証人その他の関係者に関する事項も苦情申立て対象に含めた。また、同条(H)項では、1980年法の苦情申立人に対して正当な理由なく協力を拒否した場合も「非行行為」に含めるなど、1980年法手続に対する国民の信頼回復への努力がみられる。

次に、控訴裁判所長官段階での審査権限の充実も重要である。規則案11条(a)項は、苦情申立て状を受け取った控訴裁判所長官による最初の審査について、「関連資料の審査」から「関連資料の確保と審査」に変更しており、長官の職務を単なる申立て状の確認作業ではなく、調査的内容とする方向を探っている。

また、控訴裁判所長官もしくは司法協議会が調査を決定した後に構成される特別委員会についても、調査権限の強化が図られようとしている。規

---

[\gov/uscourts/rules/jcdrules\\_amendments\\_redlined.pdf](http://gov.uscourts/rules/jcdrules_amendments_redlined.pdf) (last visited Dec.1, 2014).

則案13条(a)項は、委員会活動について問題に関するエキスパートや専門家の利用を明文化している。コメンタリーによると、ここでは裁判官の問題行動の原因としてメンタル、身体面での健康問題が認められる場合に、専門家のアドバイスを求めることが予定されている<sup>68)</sup>。また、16条(b)項は、従来苦情申立人からの新たな情報提供は委員会が求めた場合にのみ認められていたが、申立人自らの判断で情報を提供することを可能にしている。調査の実体化が図られているとみてよいであろう。

さらに、合衆国司法会議の司法協議会活動への監督機能も整備されている。規則案17条では、司法協議会から司法会議へは「報告書」のみを送付すると定められていたものを、「その他の声明や文書」も送る旨求められる予定である。また、20条(f)項は、司法会議の審査権限そのものを強化している。特に、21条(a)項は、現行規則では具体化されていなかった司法会議の審査内容について、「法律上の誤り、事実認定の明確な誤り、及び裁量濫用」を挙げており、Real 裁判官事件型の失敗を繰り返さない意図を示す。

連邦議会が設計した自主的な裁判官規律制度は、まず、公の信頼が維持されている場合でなければ機能しない。司法権の独立への配慮が効いた1980年制度の中で、司法部自らがアカウンタビリティの確保に向けて行動できるかが問われている。

## おわりに

21世紀初頭は連邦裁判官の不祥事が頻発した時期であった。同時期に2件の弾劾事件が連邦議会下院に係属し、一名は上院の弾劾裁判において有

---

<sup>68)</sup> Rules, *supra* note 67, at 21.

罪罷免、もう一名は弾劾裁判開始直前に辞任した。マスメディアによって報道された事件の中には、弾劾には至らないものの1980年法手続によって処分が下され、辞職に追い込まれた事例もある。

2011年12月31日、厳しい状況を受けて、連邦最高裁判所長官 John G. Roberts は、年末レポートを公表し、司法倫理に関する諸問題について自らの見解を述べた<sup>69)</sup>。その中で Roberts 長官は、合衆国憲法上の存在である連邦最高裁判所と裁判所法によって設置される連邦下級裁判所を区別し、後者に属する下級裁判所裁判官の倫理問題について、連邦議会が立法権限を用いて一定程度関与できることを確認した。このような認識に基づき Roberts は、下級裁判所の裁判官に対して司法倫理の順守を呼びかけるとともに、政治部門による過度の関与が司法権の独立への脅威となることへの警戒感も表明しているのである。

さて、高度の身分保障に応じた高い倫理性を求められる裁判官をめぐる、一般市民同様の性犯罪やドメスティック・バイオレンス、ポルノサイトの閲覧や過度の飲酒などの問題行動が顕著となってきている。この様な中、裁判官の問題行動の防止のために、1980年法を具体化する司法協議会規則がメンタル面、身体面を理由とする職務不能状態に関して新たな配慮を見せ、また、第9巡回区控訴裁判所管区内ではカウンセラーを配置するなど実効性の高い対策を講じていることは評価できよう。不祥事を防止し、発覚時には司法権の独立を維持しつつ、アカウンタビリティの確保を希求する1980年法の重要性は増している。

さて、Gallup の2013年世論調査によると、連邦最高裁判所の職務に関する支持率は46%、不支持率は45%と拮抗しており<sup>70)</sup>、不支持率の高さは21

<sup>69)</sup> <http://www.supremecourt.gov/publicinfo/year-end/2011year-endreport.pdf> (last visited Dec.1,2014).

<sup>70)</sup> <http://www.gallup.com/poll/165248/americans-still-divided-approval-supreme-court.aspx>. (last visited Dec.1,2014).



世紀において2番目の高さとなっている。国民の信頼のみに依存する国家機関としては、厳しい数字と言えよう。この様な世論を背景として連邦議会は、今後裁判官に対する規律権限の行使を躊躇しない可能性があり、この意味でも新しい2014年規則案を用いた1980年法制度の運用が注目されるところである。